

「川越市公立保育所のあり方」の見直しについて（案）

1 「川越市公立保育所のあり方」の見直しの経緯

本市では、これまで共働き世帯の増加等を要因とする保育需要の高まりに対応するため、積極的に民間保育所整備を進め、待機児童解消に努めてきました。その結果、待機児童数については、令和2年度以降10人以下を維持している状況にあります。

一方で、就学前児童数は減少傾向にあり、将来的に保育サービスの供給が過剰となることが見込まれ、また、本市の公立保育所は老朽化が進行している状況にあり、こうした課題に対し、今後の方向性を定めるため、令和4年2月（令和3年度）に「川越市公立保育所のあり方」（以下、「あり方」といいます）を策定しました。

なお、この「あり方」は、就学前児童数の推移や、施設の老朽化状況といった保育を取り巻く環境について適切に対応していくため、5年ごとに見直しを行うと定めており、令和8年度中に5年が経過することから、ここで見直しを行いたいと考えております。

2 「あり方」策定後の公立保育所の整備

「あり方」の「公立保育所の整備の考え方」に基づき、公立保育所の整備を進めており、現在は、芳野・古谷地区において、市内の公立保育所で最も古く唯一の木造園舎である古谷保育園と、近接する古谷第二保育園を一体的に整備し、令和9年度からのサービス提供開始に向けて、新園舎の建物本体工事等を施行しております。

3 見直しの方向性

今回の見直しにあたっては、最新の就学前児童数の推移（推計値を含む）、待機児童数や法改正等を踏まえながら、検討する必要があると考えております。

法改正に伴うものの具体例として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）があげられ、本市では、令和7年度に試行的に実施し、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、市内の公私立・認定こども園を合わせて10園で本格実施しております。このことから、本事業の利用状況等を注視しつつ、新たな事項として盛り込んでいくことを想定しております。

4 「あり方」の見直しに向けたスケジュール（案）

日 程	事 項	議 題
令和8年5月	第1回分科会	「あり方」の見直しに向けた概要の説明等
令和8年7月	第2回分科会	「あり方」見直し（案）の御提示
令和8年7月～9月	アンケート調査	保育施設利用保護者等を対象としたアンケート調査を実施
令和8年10月	第3回分科会	第2回分科会・アンケート調査結果を踏まえた「あり方」見直し（案）の御提示
令和9年2月	第4回分科会	第3回分科会での御意見を踏まえた「あり方」見直し（案）の御提示
令和9年3月	「あり方」の見直し	—